

固定資産評価要綱（償却資産編）

地方税法（以下「法」という。）第341条第4号に規定する償却資産（以下「償却資産」という。）の評価は、法第388条第1項の規定による固定資産評価基準（以下「評価基準」という。）その他別に定めがあるもののほか、この要綱に基づき行うものとする。

第1節 償却資産の意義

償却資産とは、次の1から7までに掲げる要件のすべてに該当するものをいい、それぞれの要件に該当するか否かの判断に当たっての具体的な取扱い等は、「償却資産の意義に関する取扱要領」に定めるところによるものとする。

- 1 事業の用に供することができる資産であること。
- 2 その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算（以下「税務会計」という。）において損金又は必要な経費に算入されるもの（法人税又は所得税を課されないものが所有するものを含む。）であること。
- 3 その取得価額が少額である資産その他の資産で、税務会計上、法人税法施行令第133条第1項若しくは第133条の2第1項又は所得税法施行令第138条第1項若しくは第139条第1項の規定によりその取得価額の全部又は一部が損金又は必要な経費に算入されるものでないこと。ただし、人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産にあつては、当該リース資産の所有者が当該リース資産を取得した際における取得価額が20万円未満でないこと。
- 4 鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産でないこと。
- 5 自動車税の種別割又は軽自動車税の種別割の課税客体である自動車、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車でないこと。
- 6 固定資産税の課税客体である土地でないこと。
- 7 固定資産税の課税客体である家屋でないこと。

第2節 償却資産の評価

償却資産の価格は、次に定めるところにより算出した金額（以下「評価額」という。）とする。

1 基本的な評価額の算出

償却資産の評価額は、次の(1)から(3)までに掲げる方法により算出する。ただし、算出した評価額が「取得価額の100分の5に相当する額」を下回る場合については、「取得価額の100分の5に相当する額」をもって当該償却資産の評価額とする。

なお、次の数式により算出した評価額に、1円未満の端数が発生する場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(1) 前年中に取得された償却資産の評価

前年中に取得された償却資産の評価額は、当該償却資産の取得価額に減価残存率を乗じた額とする。前年中に取得された償却資産については取得月にかかわらず、「耐用年数に応ずる減価率表」(別表1)に定める率のうち、評価する償却資産の耐用年数に応じた減価率に2分の1を乗じたものから減価残存率を求めるものとする。

(算式)

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times \text{減価残存率}$$

$$\text{減価残存率} = 1 - \frac{\text{評価する償却資産の耐用年数に応じた減価率}(r)}{2}$$

(2) 前年前に取得された償却資産の評価（新たに課税されることになるものを除く。）

前年前に取得された償却資産の評価額は、当該償却資産の前年度評価額に減価残存率を乗じた額とする。

(算式)

$$\text{評価額} = \text{前年度の評価額} \times \text{減価残存率}$$

$$\text{減価残存率} = 1 - r$$

(3) 前年前に取得された償却資産で新たに課税されることになるものの評価

前年前に取得された償却資産で当該年度において新たに課税されることになるものの評価額は、(1)及び(2)に準じ、取得価額に、取得した日から課税することとなった賦課期日までに係る経過年数に応じた減価残存率を乗じた額とする。その際、経過年数については、1年未満の端数は1年として計算する。具体的には、次の算式により求めることとする。

なお、減価残存率の算出に当たっては、相乗の都度小数点第5位以下を切り捨て、計算結果は、小数点以下第4位を四捨五入して小数点以下第3位まで求めることとする。

(算式)

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times \text{減価残存率}$$

$$\text{減価残存率} = \left(1 - \frac{r}{2}\right) \times (1 - r)^{\text{経過年数}-1}$$

2 評価額の算出における例外

(1) 増加償却

通常の平均的な使用時間を超えて使用される償却資産で法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第133条の規定により増加償却の適用を受けるものの評価額は、次のとおり算出するものとする。

なお、本規定の適用及び増加償却割合等の確認については、法人又は青色申告書を提出する個人が所轄税務署長に届け出た増加償却の届出書の写しを求めて行う。

ア 前年中に取得された償却資産

本節1(1)に定める算式の中で求められる評価額から、法定耐用年数に応ずる減価償却額（以下、「本来の償却額」という。）に増加償却割合（法人税法施行規則第20条又は所得税法施行規則第34条に定めるところにより計算した割合）を乗じて計算した額を控除した額とする。

なお、増加償却の適用を受ける期間の月数が、6箇月を超える場合には6箇月とする。

$$\text{本来の償却額} \times \frac{\text{増加償却の適用を受ける期間の月数}}{6} \times \text{増加償却割合}$$

イ 前年前に取得された償却資産

本節1(2)に定める算式の中で求められる評価額から、本来の償却額に増加償却割合を乗じて計算した額を控除した額とする。

$$\text{本来の償却額} \times \frac{\text{増加償却の適用を受ける期間の月数}}{12} \times \text{増加償却割合}$$

(2) 評価額の補正

償却資産が、次の表の左欄に掲げる事由のいずれかに該当し、かつ、その価額が著しく低下した場合における当該償却資産の評価額は、同表の左欄に掲げる補正事由の区分に応じ同表の右欄に掲げる額（以下「補正後の額」という。）とする。ただし、当該補正後の額が「取得価額の100分の5に相当する額」を下回ることとなる場合にあっては、「取得価額の100分の5に相当する額」をもって当該資産の評価額とする。また、補正の適用は、補正する事由及び適用する割合を証する書類を求め行うこととする。

なお、該当する事由が2以上あるときは、補正後の額が最も低い額となるものを適用するものとする。

補正事由	額
災害等の事故により著しく損傷した場合。 また、これに準じる特別の事由が生じた場合	税務会計において用いられる評価損割合を明らかにするための書類に記載された評価損の割合に応じた額を本節1の規定によって求めた当該償却資産の評価額から減額して得た額
1年以上にわたり遊休状態にある場合。 また、これに準じる特別の事由が生じた場合	
その本来の用途に使用することができないため他の用途に供した場合。また、これに準じる特別の事由が生じた場合	
その構成、材質、製作方法等について法人税法施行令第57条第1項各号又は所得税法施行令第130条第1項各号に掲げる事由があり、その実際の耐用年数が法定耐用年数と著しく異なる場合（本節4(1)の規定が適用する場合を除く。）。また、これに準じる特別の事由が生じた場合	法人税法施行令第57条第2項又は所得税法施行令第130条第2項の規定による申請書と同様の事項を記載した書類に基づく耐用年数に応じた額
償却資産の使用時間が所有者の事業の通常の経済事情における当該償却資産の平均的な使用時間を超えるためその損耗が著しい場合（本節2(1)の規定が適用する場合を除く。）。また、これに準じる特別の事由が生じた場合	法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第133条の規定による増加償却の適用を受けようとする際に所轄税務署長に提出する書類と同様の事項を記載した書類に基づき、本節2(1)の規定を準用して算出して得た額

(3) 道府県知事又は総務大臣が評価する償却資産について

法第389条第1項各号に該当する償却資産及び固定資産について、本市と他の市町村に係る場合は京都府知事が、関係する市町村が2以上の道府県に係る場合は総務大臣が評価額を決定する。

3 取得価額

(1) 取得価額の意義

償却資産の取得価額とは、償却資産を取得するためにその取得時において通常支出すべき金額（当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産をその用途に供するために直接要した費用の額（以下「付帯費の額」という。）を含む。）をいうものとし、原則として、次に掲げる金額によるものとする。ただし、当該金額が当該償却資産を取得するために、その取得時において通常支出すべき金額と認められる額と明らかに、かつ、著しく相違すると認められる場合にあっては、その取得時において通常支出すべき金額によるものとする。

ア 他から購入した償却資産

その購入の代価に当該償却資産の付帯費の額を含めた金額

イ 自己の建設、製作、製造等に係る償却資産

その建設、製作、製造等のための原材料費、労務費及び経費の額に当該償却資産の付帯費の額を含めた金額

(2) 取得価額の算定方法

償却資産の取得価額の算定は、法人税法及びこれに基づく命令又は所得税法及びこれに基づく命令による所得の計算上、当該償却資産の減価償却費の計算の基礎となる取得価額の算定の方法の例によるものとする。ただし、次のアからエまでに掲げる事由に該当するものについては、それぞれに規定するところによるものとする。

ア 圧縮記帳等を行っている償却資産の取得価額

圧縮記帳等により法人の所得計算上損金に算入する額又は個人の所得計算上総収入金額に算入しない額を当該償却資産の取得価額に含めて算定した額(圧縮記帳等を行わなかったものとした正常な取得価額)とする。

イ 所有権留保付売買に係る償却資産の取得価額

買主の購入の代価に付帯費の額を含めた額とする。ただし、当該償却資産が割賦販売である場合において、割賦期間分の利息と購入代価とが明らかに区分されている場合は、当該利息分を取得価額に含めないことができる(法人税基本通達7-3-2)。

ウ 取得価額が明らかでない償却資産の取得価額

当該償却資産の「再取得価額」によるものとする。この場合において、「再取得価額」とは、当該年度の賦課期日に一般市場において当該償却資産を新品として取得するために通常支出すべき金額(付帯費の額を含み、当該償却資産が承継取得されたもので新品以外のものであるときは、当該金額から当該償却資産の取得の日までの経過年数に応じ、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価を行った後の額)をいうものとする。

なお、再取得価額が明らかでないときの償却資産の再取得価額は、「資産再評価の基準の特例に関する省令」(昭和25年大蔵省令第54号)第2条又は第3条の規定の例によって推定して求めた当該償却資産の取得の時期における正常な価額によるものとする。

エ 物価の変動に伴う取得価額の補正

昭和25年12月31日以前に取得された償却資産については、「物価の変動に応ずる補正倍数表」(別表2)により取得価額の補正を行うものとする。

4 耐用年数

償却資産の耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(以下「耐用年数省令」という。)別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6に掲げる耐用年数(以下「法定耐用年数」という。)によるものとする。ただし、次の(1)及び(2)に掲げる事由に該当するものについては、それぞれに規定するところによるものとする。

(1) 短縮耐用年数

当該年度の賦課期日までに法人税法施行令第57条第1項又は所得税法施行令第130条第1項の規定により国税局長の承認を受けた耐用年数(以下「短縮耐用年数」という。)を適用する償却資産については、短縮耐用年数を適用するものとする。

なお、適用に当たっては、国税局長の承認の通知書の写しの提出を求めることとする。

(2) 中古資産の見積耐用年数

耐用年数の全部又は一部を経過した中古資産で耐用年数省令第3条第1項及び第2項の規定により見積もった耐用年数(以下「見積耐用年数」という。)によるものにあつては、見積耐用年数を適用するものとする。

5 改良費

償却資産の改良のため支出した金額(以下「改良費の価額」という。)がある場合において、当該改良を加えられたことにより増価した部分の評価は、当該改良を加えた償却資産の取得価額又は前年度の評価額と区分して、当該改良費の価額を基準とし、当該改良を加えた償却資産の「耐用年数に応ずる減価率表」(別表1)に掲げる耐用年数に応ずる減価率により、本節の定め例によって行うものとする。

なお、この場合における改良費の価額は、税務会計における資本的支出(法人税法施行令第132条、所得税法施行令第181条)に対応するものであり、修理、改良その他どのような呼称を用いるかを問わず、その所有する償却資産について支出した金額で、次に掲げる金額に該当するもの(そのいずれにも該当する場合には、いずれか多い金額)とする。

(1) 当該支出した金額のうち、その支出により、当該償却資産の取得時においてこれにつき通常の管理又は修理をするものとした場合に予測される当該償却資産の使用可能期間を延長させる部分に対応する金額

(2) 当該支出した金額のうち、その支出により、当該償却資産の取得時においてこれにつき通常の管理又は修理をするものとした場合に予測されるその支出を行った時における当該償却資産の価額を増加させる部分に対応する金額

第3節 償却資産の評価の特例

1 取替資産の評価の特例

取替資産の評価については、評価基準第3章第2節の規定により行うものとする。

2 鉱業用坑道の評価の特例

鉱業用坑道の評価については、評価基準第3章第3節の規定により行うものとする。

第４節 施行細目の委任

本評価要綱の実施に関し必要な事項は、行財政局税務部長が定める。

附 則（平成２０年５月７日改正）

改正後の要綱の規定は、平成20年度以後の償却資産の評価について適用し、平成19年度以前の償却資産の評価については、なお従前の例による。

附 則（平成２２年１月２０日改正）

附 則（平成３０年１月１０日改正）

附 則（令和６年１月１２日改正）